

別表									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足 りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	平成27年度 諮問受理第111号	平成27年 8 月 14日 付け大市教委第 e ー202号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機 関の審議会諮問通知書から、条例第 47条の調査行った当該資料求める。 市教委の分。	教育委員会事務局 生涯学習担当	平成27年 5 月 15日付け大 市教委第695号 不存 在による非開示決定	上記請求に係る公文書をそもそも作 成又は取得しておらず、実際に存在 しないため	平成27年 5 月 25日	条例違反。 学校事務の手引き：文初財第464号、文初財第 3 号 特別永住者は、「日本人同等扱い」政令・省令、示す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「旧個人情報保護条例第47条第1項の規定による調査を行った当該資料」であると解し、調査は実施していないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
2	平成27年度 諮問受理第112号	平成27年 8 月 14日 付け大市教委第 1684号	平成27年 5 月 1 日	市教委の「面談強要等禁止命令申立 事件」の申立の趣旨を具体的示すも の求める。電話記録・面談記録（備 忘録等）	教育委員会事務局 総務課	平成27年 5 月 22日付け大 市教委第780号 開示決 定	請求者にかかる市民対応記録一覧	平成27年 7 月 9 日	平成27年（ヨ）第○号債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から乙第201号証：面談強要等禁止仮処分命令申立事件、文部科学省のホームページ 「否定・否認」平成27年（ヨ）第○号債務者（異議申立人）の答弁書及び第 1 回主張書面から第16回主張書面、大阪市教育委員会の「学校事務の手引き」 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「請求者にかかる対応記録」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。

(注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。